

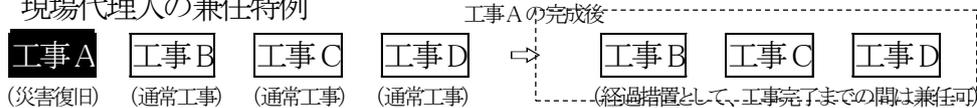
(別紙)

平成 30 年 7 月豪雨災害関連特例措置の廃止に伴う経過措置

1 契約済の災害復旧工事に関する経過措置

災害復旧工事の完了により特例措置の要件を満たさなくなった場合、満たさなくなった時点で兼任していた工事完了までの間に限り、引き続き兼任することを認める。(これまでと同様)

(例) 現場代理人の兼任特例



2 新たに災害復旧工事を受注する場合における経過措置

災害復旧工事（他機関（市町等）発注工事を含む。平成 30 年 7 月豪雨災害に係るものに限る。）が含まれる場合に限り、これら災害復旧工事が完了するまでの間、経過措置^{※1}・^{※2}を適用

(1) 主任技術者の専任要件の緩和 【廃止前と同様】

「平成 30 年 7 月豪雨災害」に係る災害復旧工事等を含む場合は、工事現場間相互の間隔が 10 km 程度以内の工事 3 件について兼任可

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和 【廃止前と同様】

兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等である場合は、現場代理人の設置に係る取扱いを次のとおり緩和

○ 設計金額要件の緩和

設計金額に関わらず兼任可能

○ 兼任件数の緩和

現場代理人 1 人に対して 5 件以内（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は 3 件以内）

○ 現場間の距離要件の緩和

現場間の移動時間が 60 分以内又は同一地方局管内

(3) 主任（監理）技術者の恒常的な雇用関係の特例措置 【一部縮小】

技術者が著しく不足する状況にあり、やむを得ないと認められた建設業者に対しては、設計金額 1 億円未満の平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事で技術者を配置する場合^{※2}に限り、主任（監理）技術者の専任での配置を要する工事であっても、入札者と技術者の 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととする。

(4) 配置予定技術者の途中交代の特例措置 【廃止前と同様】

下記の要件をすべて満たす場合に限り途中交代を認める。

① 新たに配置を検討している工事が、平成 30 年 7 月豪雨に係る災害関連工事であること。

② 配置技術者の途中交代を検討している既存工事が、指名競争入札により落札した工事であること。

③ 既存工事の途中交代をしなければ、当該建設業者に災害関連工事へ配置可能な技術者がいない状況であること。

④ 途中交代により既存工事の品質確保等に支障がないと認められること。

※1 「災害復旧における入札契約方式の適用」については、令和 3 年度入札・契約制度の抜本的改革により、災害復旧工事全般に適用を拡充した。

※2 「愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体の活用」については、廃止に伴う経過措置を設けない。